

令和元年度 第1回 千葉県道路協議会

令和元年5月23日

千葉県

1. 前回(平成29年度第1回千葉県道路協議会(H29.6.9))の確認事項

【前回の確認事項】

○整備手法について

- ・北千葉道路(市川～国道16号間)の自動車専用道路については、直轄事業と有料事業の合併施行の計画とする。
- ・今後、構造や連結位置等を詳細に検討するうえで、外環道との連続性を考慮し、東日本高速道路(株)が協力する。

○都市計画変更等の手続きについて

- ・北千葉道路(市川～国道16号間)の都市計画変更及び環境アセス手続きに、千葉県が着手できるよう計画の具体化に向けて国が協力する。

○専用部(有料道路)と一般部の連結位置について(検討の視点)

- ・広域的な交通ネットワークの形成、地域計画や土地利用の状況及び交通の安全性や円滑性等を検討の視点とし、引き続き検討する。

○地元への情報発信について(報告)

○国道464号の直轄編入について(千葉県より要請)



2. 前回の道路協議会からの動き

年月日	環境影響評価	都市計画	広報WG
H29.7.17			北千葉道路だより(第2号)発行 第7回連絡調整会議の概要等
H29.7.21 ～8.7			第1回オープンハウス 北千葉道路の必要性、検討状況、 今後の手続きの流れ等
H30.1.16	「計画段階環境配慮書」公表 縦覧(1カ月):1.16～2.20	「構想段階評価書」 公表 縦覧(1カ月):1.16～2.20	北千葉道路だより(第3号)発行 環境アセス、都計変更手続き着手
H30.1.26 ～2.5			第2回オープンハウス 配慮書、構想段階評価書の内容
H30.8.14	「環境影響評価方法書」公表 縦覧(1カ月):8.14～9.13 方法書説明会	「都市計画の概略の案」 の決定	北千葉道路だより(第4号)発行 環境影響評価方法書の公表
H30.11.5	第8回 連絡調整会議		
H30.12.1			北千葉道路だより(第5号)発行 第8回連絡調整会議の概要
H31.1～	環境影響評価着手		
H31.1.15			北千葉道路だより(第6号)発行 環境影響評価着手
H31.2.1 ～2.16			第3回オープンハウス 第8回連絡調整会議の概要 環境アセス、都計手続きの状況

2. 前回の道路協議会からの動き 第8回 連絡調整会議(H30.11.5)

【確認事項】

- 計画の考え方
 - ・北千葉道路(外環～国道16号)の専用部・一般部の基本構造・横断構成、連結位置・構造、接続路線について、計画の考え方を議論し合意。
- 情報発信
 - ・県、沿線市が連携し、概略計画の策定に向け引き続き、地元への情報発信を実施。

引き続き、国、県、沿線市で連携し、地域との合意形成を進めながら実施。

【今後の検討課題】

- 外環～国道16号間について、計画の考え方にに基づき、引き続き国、県及び沿線市が調整を図りつつ、速やかに概略計画(1/2,500)を策定する。
- 印西～成田間(事業中区分)の速達性・定時性確保の手法について、引き続き県にて検討。

3. 令和元年度 第1回 千葉県道路協議会の議題

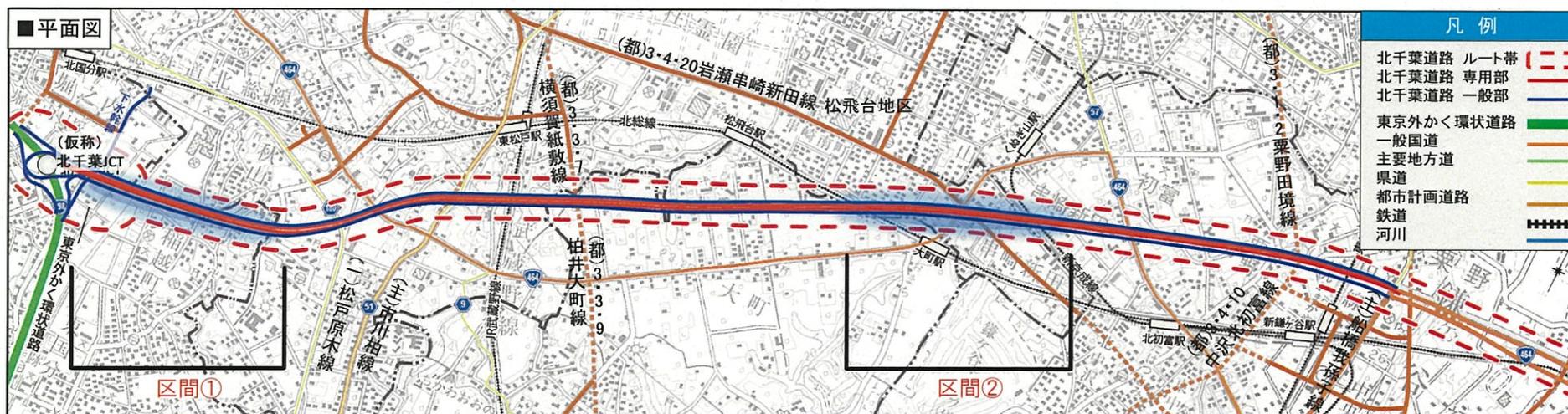
【県からの提案】

北千葉道路(外環～国道16号)の専用部・一般部の概略計画(案)

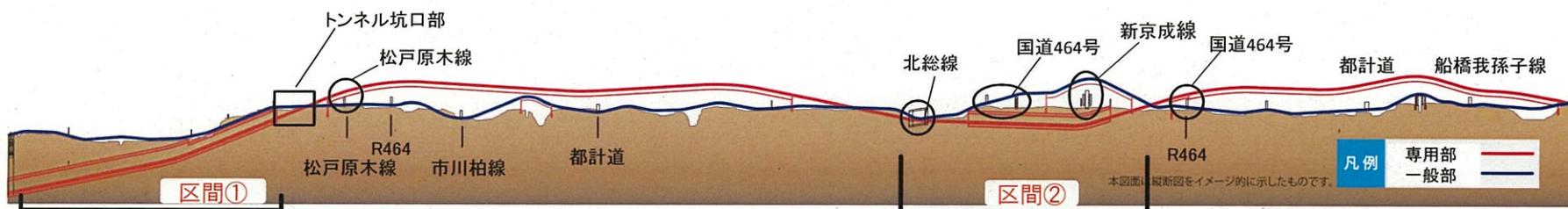
- ①専用部【外環～鎌ヶ谷】
- ②一般部【外環～鎌ヶ谷】
- ③横断構成【外環～鎌ヶ谷】
- ④横断構成【鎌ヶ谷～国道16号】
- ⑤連結位置・構造【外環～国道16号】
- ⑥都市計画変更手続き及び今後の検討課題等

3. ①専用部(外環～鎌ヶ谷)

- 専用部については、計画ルートが多数の一般道や鉄道と交差すること、路線の重要性等を踏まえ、市街化が進んでいる地域において、できる限りの早期整備を目指すことなどから、高架構造を基本に計画する。
- 但し、次の区間については、現地の状況や構造基準等を踏まえ、地下構造を基本に計画する。
 - ・外環～県道松戸原木線までの間(約1.6km)【区間①】
 - ・北総線交差部(松飛台地区 約1.7km)【区間②】



■縦断面図



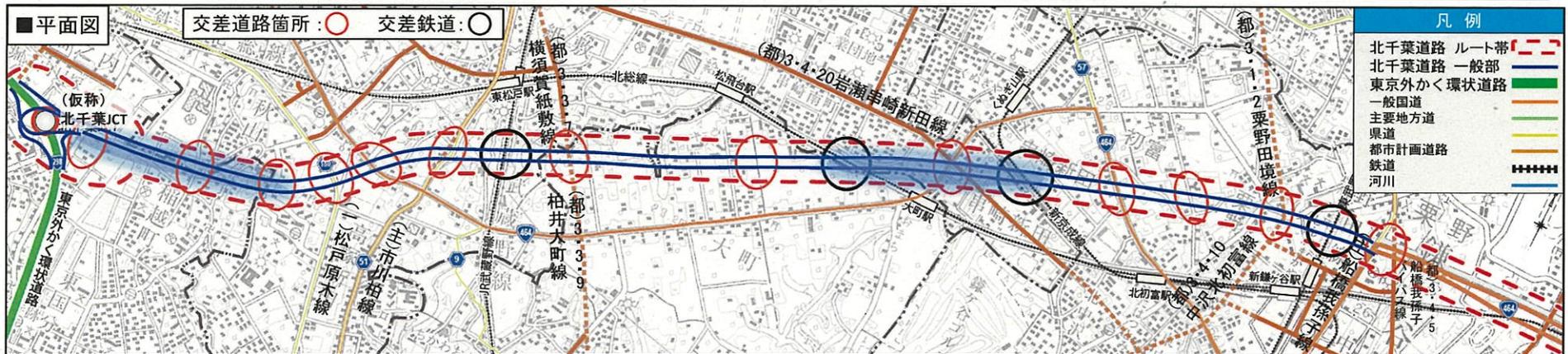
3. ②一般部(外環～鎌ヶ谷)

○ 計画ルートは、一般国道464号や県道松戸原木線、船橋我孫子線など地域の幹線交通を担う路線や、沿線地域の生活道路となっている路線など多数の一般道と交差する。

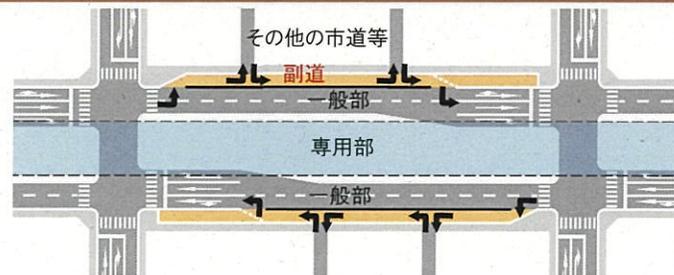
そのため一般部の構造については、一般部の走行性、安全性を確保しつつ、一般道との最適な道路ネットワークを形成するため、地表式を基本として計画し、

- ・地域の幹線交通を担う路線については、交差点での接続を基本とする。(14箇所)
- ・沿線地域の生活道路となっている路線については、副道を介しての接続を基本とする。

○ 鉄道との交差箇所については、現地の状況や構造基準等を踏まえ、高架あるいは地下構造による立体交差とする。(4箇所)



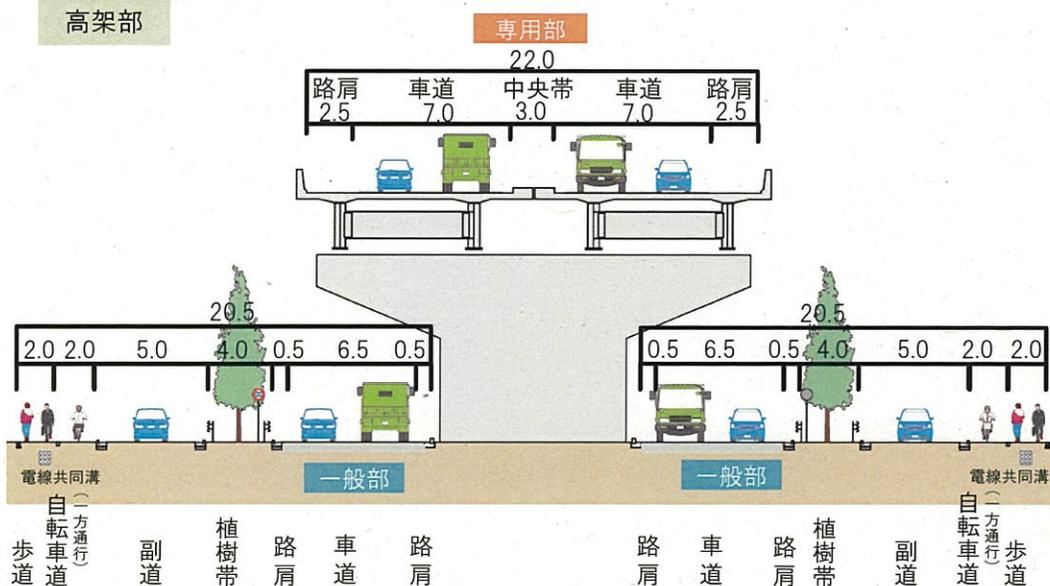
■ 副道の整備イメージ



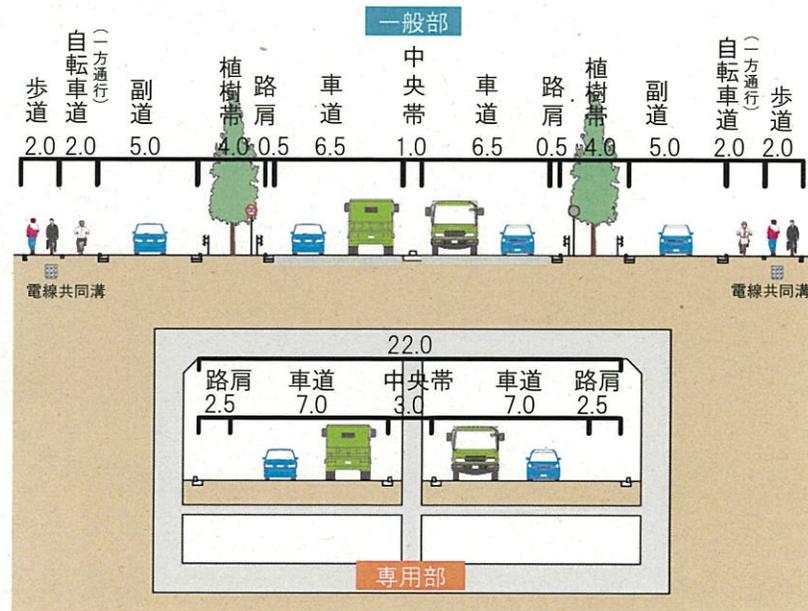
3. ③横断構成【外環～鎌ヶ谷】

- 計画ルート中央に専用部(中央帯、車道、路肩)、その両側に一般部(路肩、車道、路肩)を配置することを基本とし、構造基準等を踏まえつつ、必要用地を出来る限り小さくするよう計画する。
- 一般部の外側には、中心線から順に、植樹帯、副道、自転車道、歩道(電線共同溝敷設)を計画することを基本とする。各幅員は、必要のない箇所には設置しない。
- 自転車道は、道路の両側に一方通行の形態で計画することを基本とする。
- 歩行者などの横断は、各交差点での平面横断(横断歩道)を基本として計画し、必要に応じて、立体横断施設を計画する。
- 沿道環境を保全するため、必要に応じて、遮音壁や環境施設帯を計画する。

標準横断図



地下部



3. ④横断構成【鎌ヶ谷～国道16号】

- 北総線の両側(上下線分離)に専用部(路肩、車道、路肩)を配置するよう計画する。
- 一般部については、沿線のまちづくり(千葉北部地区新住宅市街地開発事業(千葉ニュータウン事業)により宅地造成)と併せて整備されており、外環～鎌ヶ谷間との道路構造の連続性も保たれることから、現時点での計画の見直しは行わない。

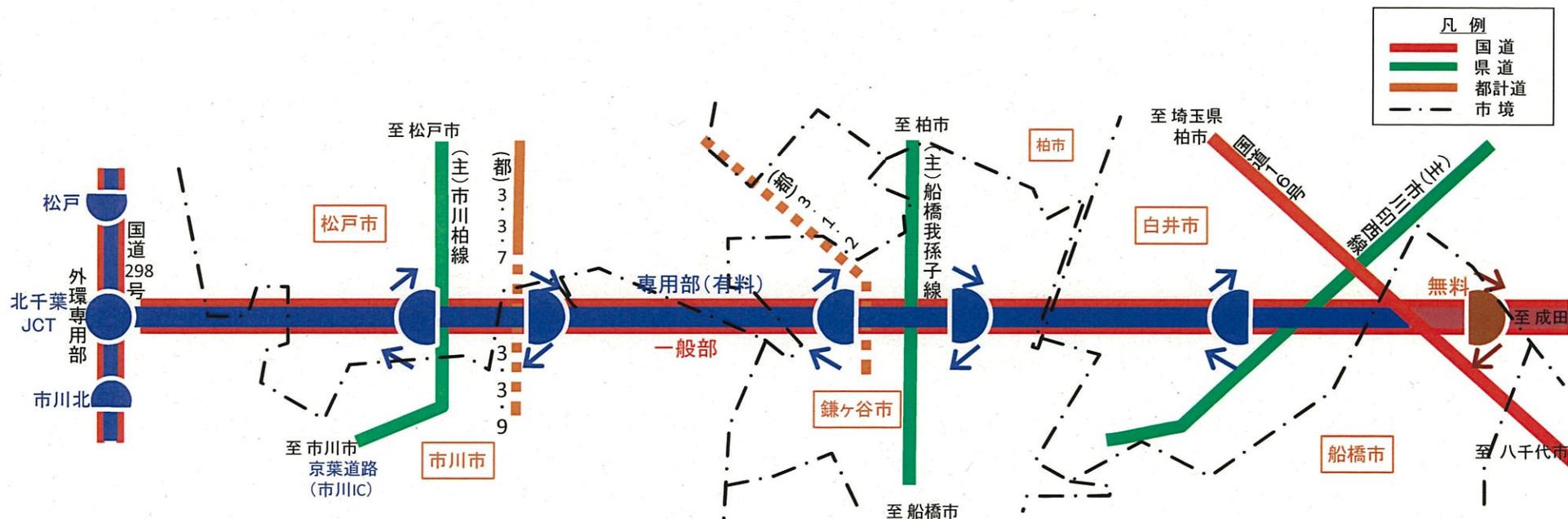
標準横断面図

(単位:m)



3. ⑤連結位置・構造【外環～国道16号】

- 計画ルート周辺は、市街化が進んでいる地域であり、用地取得面積を少なくすること等を勘案しダイヤモンド型ICの計画とする。
- ICの配置は、交通上の拠点と目される都市に連結する主要道路あるいは計画道路が交差する主要道路との交点に設ける計画とする。



3. ⑥都市計画変更手続き及び今後の検討課題等

【都市計画変更手続きについて】

- 概略計画に基づき、都市計画変更に向けた具体的な手続きに、今後千葉県が着手。

【今後の検討課題等】

- 都市計画道路3・3・9、3・1・2等の北千葉道路と交差する都市計画道路については、千葉県、沿線市において、北千葉道路に合わせた整備を検討。
- 自転車道の整備に向け、千葉県、沿線市において、自転車ネットワーク計画への位置付けについて、調整を図る。